

副本

初回期日 令和5年7月4日 午後1時30分

令和5年(ハ)第2号 損害賠償請求事件

原告 高野邦夫

被告 国

答 弁 書

令和5年6月14日

庄原簡易裁判所 御中

被告指定代理人

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局訟務部 (送達場所)

(電話 082-228-5485)

(FAX 082-502-3660)

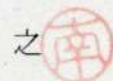
上席訟務官 高野



上席訟務官 中嶋 昌 浩



訟務官 南 和 之



訟務官 若槻 明 雄



法務事務官 吉賀 あゆみ



法務事務官 山 下 峻



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすること
- と
を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 1について

「原告の提出した二件の文書提出命令申立」とあるのを、広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件(以下「別件訴訟」という。)において、原告が提出した、令和4年11月22日付け(令和4年11月24日受付)文書提出命令の申立て(令和4年(モ)第108号。乙第1号証)及び令和5年3月20日付け(令和5年2月21日受付)文書提出命令の申立て(令和5年(モ)第101号。乙第2号証)(以下、これらを併せて「本件各申立て」という。)であると解した上で、令和5年3月20日第4回口頭弁論期日(以下「本件期日」という。)において、加藤弾裁判官(以下「加藤裁判官」という。)が、本件各申立てを証拠調べの必要性がないとして却下するとの決定をし(以下「本件却下決定」という。)、弁論を終結したとの限りにおいて認める(以上につき、乙第3号証)。

2 2について

原告が、広島地方裁判所三次支部に対し、令和5年3月22日に本件却下決定に対する即時抗告状(甲第1号証)を、同月27日に即時抗告理由書(甲第

2号証)を提出した(以下「本件抗告」という。)ことは認める。

3 3について

原告に対し、令和5年3月27日付け却下決定謄本(甲第3号証)を特別送達したこと、加藤裁判官が、別件訴訟の同年4月12日午後1時10分の口頭弁論期日(判決言渡し)を取り消し、同期日を取り消された旨の事務連絡(甲第4号証)が原告に到達したことは認める。

なお、原告に対し、上記決定謄本(甲第3号証)の特別送達及び上記事務連絡(甲第4号証)の送付をしたのは、加藤裁判官ではなく、広島地方裁判所三次支部裁判所書記官である。

4 4について

第1文(「これらの」から始まる文)については争う。

第2文(「一週間の」から始まる文)については原告の意見であり認否の限りでない。

5 5について

知らないし争う。

第3 本件訴訟が提起されるまでの経緯等

1 原告は、令和4年5月23日、広島地方裁判所三次支部に対し、10万円の賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起し(同裁判所支部令和4年(ワ)第14号。別件訴訟)、加藤裁判官が同事件を担当した。

2 原告は、広島地方裁判所三次支部に対し、令和4年11月22日付け(令和4年11月24日受付)文書提出命令申立書(令和4年(モ)第108号。乙第1号証)及び令和5年3月20日付け(令和5年2月21日受付)文書提出命令申立書(2)(令和5年(モ)第101号。乙第2号証)を提出した(本件各申立て)。

3 加藤裁判官は、令和5年3月20日、本件期日において、本件各申立てにつ

いては、いずれも証拠調べの必要性がないとして却下するとの決定をし（本件却下決定）、別件訴訟の弁論を終結し、判決言渡期日を、同年4月12日午後1時10分と指定した（以上につき、乙第3号証）。

- 4 原告は、広島地方裁判所三次支部に対し、令和5年3月22日に本件却下決定に対する即時抗告状（甲第1号証）を、同月27日に即時抗告理由書（甲第2号証）を提出した（本件抗告）。
- 5 加藤裁判官は、令和5年3月27日、本件抗告を却下するとの決定をし（甲第3号証）、別件訴訟の判決言渡し期日を取り消した（甲第4号証）。
- 6 原告は、令和5年4月10日付け訴状により本件訴訟を提起した。
- 7 なお、別件訴訟については、令和5年4月19日に判決が言い渡され、これに対し、原告から同月27日に控訴提起がなされている。

第4 被告の主張

1 原告の主張の整理

訴状の記載からすれば、原告は、本件期日において加藤裁判官が本件却下決定をし、弁論を終結したことが、結果的に原告の即時抗告を行う権利を阻害することとなり、国賠法1条1項の適用上違法であると主張し、被告に対して損害賠償請求をしているものと解される。

2 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうものと解され（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）、公務員の職務上の法的義務違反が認められるためには、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判

決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・判例時報1675号48ページ)。

そして、裁判官がした争訟の裁判について、国賠法1条1項の適用上違法なものとして国の損害賠償責任が肯定されるには、その裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと同認め得るような「特別の事情」があることを必要とすると解するのが相当である(最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329ページ)。

また、上記「特別の事情」は、国賠法1条1項の適用上、請求原因事実に当たると解されるから、その主張立証責任は、裁判官の当該職務行為が違法であると主張する原告にあることになる(東京高裁平成11年4月26日判決・訟務月報46巻3号937ページ)。

3 原告の請求は、その主張自体から理由がないことが明らかであること

原告は、訴状において、加藤裁判官が本件期日において本件却下決定をし、弁論を終結したことは、結果的に原告の即時抗告を行う権利を阻害することとなり、違法であると主張するのみであり、加藤裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判を行ったなど、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと同認め得るような「特別の事情」の存在について何ら主張していないから、加藤裁判官の職務行為の違法をいう原告の請求は、その主張自体から理由がないことが明らかである。

また、原告は、訴状において、加藤裁判官が本件期日において本件却下決定をし、弁論を終結したために、弁論終結後に本件抗告をせざるを得ず、その結果本件抗告が不適法として却下された旨主張していると解されるどころ、そもそも証拠調べの必要性の判断は、受訴裁判所の専権に属するものであり、証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に

対しては、証拠調べの必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできない（最高裁平成12年3月10日第一小法廷決定・民集54巻3号1073ページ）のであるから、原告の主張は失当である。

第5 結語

以上のとおり、原告の請求は、その主張自体から理由がないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	最初に略称を使用した箇所		備考
		使用書面	ページ	
別件訴訟	広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件	答弁書	2	
本件各申立て	原告の令和4年11月22日及び令和5年3月20日付け文書提出命令の申立て	同上	2	
本件期日	別件訴訟の令和5年3月20日第4回口頭弁論期日	同上	2	
加藤裁判官	加藤弾裁判官	同上	2	
本件却下決定	加藤裁判官による本件文書提出命令申立てを証拠調べの必要性がないとして却下するとの決定	同上	2	
本件抗告	原告が、広島地方裁判所三次支部に対し、令和5年3月22日に本件却下決定に対する即時抗告状を、同月27日に即時抗告理由書を提出したこと	同上	3	